

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休むに当り
たると翌日)

目次

◇告 示

都市計画事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

河川区域の指定 (四件)

河川予定地の指定 (二件)

河川区域の廃止 (五件)

廃川敷地の生成 (五件)

告 示

鳥取県告示第二百八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

米子市灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、岩倉町、尾高町、朝日町、西倉吉町、東倉吉町、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、寺町、博労町一丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、万能町、日野町、明治町、末広町、塩町、大工町、茶町、東町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、中町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、西町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、花園町、日の出町、弥生町、久米町、安倍字俎板西、字清水尻西、字清水尻灘及び字天狗松下、旗ヶ崎字荒神西灘、字大波瀟、字大波瀟地先、字野波灘、字野波西灘、字柿ノ木谷灘、字四軒屋灘、字呉服屋灘船道、字呉服屋流シ先、字熊澤流シ先、字安倍界灘、字道下安倍界及び字坂口新田、西福原字米川向新町道西、字米川向乞喰道西、字米川向鍋屋道東、字米川向鍋屋道東之貳及び字米川向鍋屋道西、米原字南原、字遊仙山下、字三軒屋道西空地、字鴨谷、字治右衛門道西空地及び字傳四郎道西空地、皆生字ウドロ、字小バエ、字上野浪新田、字中野浪新田、字下野浪新田、字灘端野浪新田、字西灘端野浪新田、字池口沖、

字沖池口、字池口、字沖河端、字東雁座、字西雁座、字沖雁座、字藤九郎新田、字高嶋屋新田、字悪水西新田、字村新田、字中道西灘端、字ウドロ沖、字砂池沖、字北砂池、字御建、字離池沖山中、字温泉、字灘濱及び字灘端東新田並びに上福原字北濱沖開、字北濱新田之参、字北濱新田之四、字北濱新田之壹、字北濱新田之貳及び字灘濱地内

鳥取県告示第三百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市御所原土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市御所原土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更後	変更前
昭和四十八年六月十二日から昭和五十年九月三十日まで	昭和四十八年六月十二日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市福市字道端、字中尾谷、字二新庄、字御所原及び字東堀の各一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地 米子市役所建設部都市計画課

五 設立認可の年月日

昭和四十八年六月五日

六 変更認可の年月日

昭和五十年三月二十八日

鳥取県告示第三百十号

千代川水系に係る一級河川湖山川（湖山池を含む。）について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百十一号

日野川水系に係る一級河川野上川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備えて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百十二号

河内水系に係る一級河川河内川について、河川法（昭和三十九年法律第
百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六
条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百十三号

蒲生水系に係る一級河川蒲生川について、河川法（昭和三十九年法律第
百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六

条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

鳥取県告示第三百十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定によ
り、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え
置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の河川に係る米子市観音寺及び車尾の区域内の土地のうち別紙図面に
赤色で着色した部分の区域の土地

米川

左岸	米子市観音寺字戸上山東平三三番地先から同市車尾一町田七四九番の 二地先まで
右岸	米子市観音寺字戸上山東平三三番地先から同市車尾字一町田七四四番 の七地先

(別紙図面省略)

鳥取県告示第三百十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定によ

り、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の河川に係る米子市車尾及び日久美町の区域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域の土地

東山川

左岸	米子市車尾字一町田七四四番の九から同市日久美町二三一番の一まで
右岸	米子市車尾字一町田七四四番の七から同市日久美町二三五番の三まで

(別紙図面省略)

鳥取県告示第三百十六号

日野川水系に係る一級河川別所川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百十七号

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百十八号

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百十九号

甲川水系に係る二級河川甲川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百二十号

甲川水系に係る二級河川甲川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第三百二十一号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川別所川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和三十九年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡岸本町大字口別所字上河原四三〇の三番地先から同町同大字字出口ノ上四二二の一番地先まで及び西伯郡岸本町大字岸本字岡本東四三

五の一番地先から同町同大字字岡本四三〇の五番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三、二六四・九平方メートル

鳥取県告示第三百二十二号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町大字所子字押平道一〇七二番地先から同町同大字字押平道ノ下七九四番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、九九四・六九平方メートル

鳥取県告示第三百二十三号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町大字今在家字東林五八九番地先から同町同大字字清水坂ノ下一五の一番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 五、三〇九・八四平方メートル

鳥取県告示第三百二十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名 称

甲川水系に係る二級河川甲川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡中山町大字束積字鷺宮古屋敷六七〇番地先から同町同大字字北畑之下七〇二番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 六、九六五・七二平方メートル

鳥取県告示第三百二十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

甲川水系に係る二級河川甲川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十六年三月三十一日

三 廃川敷地の位置

西伯郡中山町大字樋口字向坂前三〇九の一番地先から同町大字石井垣字地堂平三一四の二番地まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四、三〇一・九八平方メートル